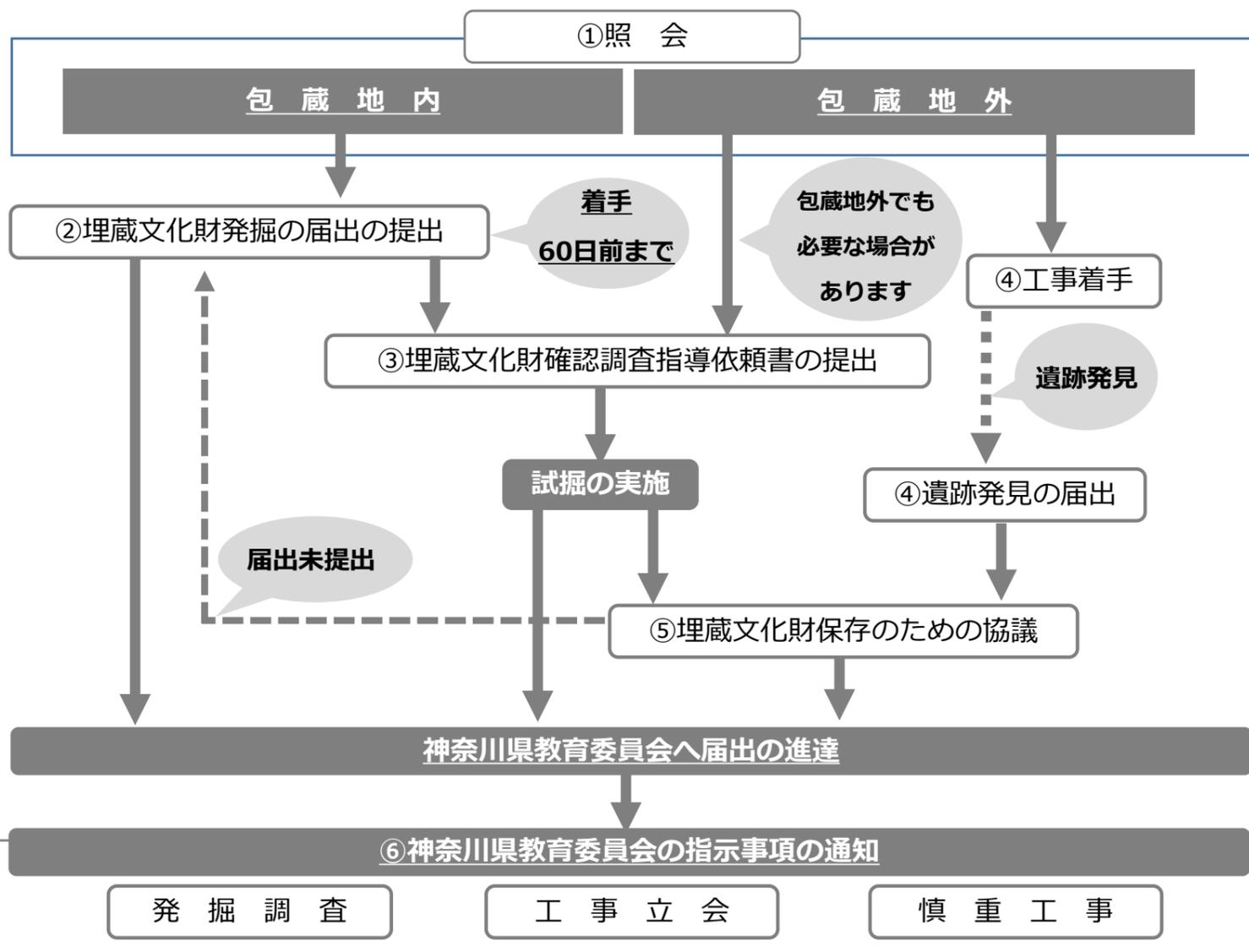


# 埋蔵文化財取扱フローチャート



埋蔵文化財の状況により対応が異なることがあるので  
早めのご相談をお願いするぞよ。



## ①照会

社会教育課の窓口(茅ヶ崎市役所分庁舎3階)、電話、FAXでお問い合わせください。

## ②埋蔵文化財発掘の届出の提出

文化財保護法第93条・第94条に基づく届出の提出が必要です。届出に計画図面を添付して、正・副2部ご用意の上、窓口か郵送で提出してください。様式は窓口配布か、茅ヶ崎市ホームページでダウンロードできます。

## ③埋蔵文化財確認調査指導依頼書の提出

依頼書に計画図面と確認調査承諾書を添付して1部ご用意の上、窓口か郵送で提出してください。様式は窓口配布か、茅ヶ崎市ホームページでダウンロードできます。

## ④工事着手と遺跡発見の届出

文化財保護法第96条・第97条に基づく届出の提出が必要です。周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していなくても、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、現状を変更せずに社会教育課にご連絡ください。

## ⑤埋蔵文化財保存のための協議

工事内容が埋蔵文化財に影響する場合、埋蔵文化財に抵触しない内容に変更できるか(工法変更など)、当初の事業内容を進めるために発掘調査を行うか(記録保存)などを協議します。

## ⑥神奈川教育委員会の指示事項の通知

発掘調査：埋蔵文化財を記録保存するための発掘調査が必要です。

現地調査終了後、工事着手が可能になります。

工事立会：社会教育課の職員が立ち会います。

工事着手の日程が決まりましたらご連絡ください。

慎重工事：社会教育課の職員は立ち会いませんが、包蔵地内であることをご理解の上、慎重に工事を進めてください。なお、工事中に埋蔵文化財が発見されましたらご連絡ください。

【お問い合わせ】茅ヶ崎市教育委員会 社会教育課 文化財保護担当

住所：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467(81)7226(直通)

FAX：0467(58)4265